

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 9 月 5 日
【届出者の氏名又は名称】	Curie 1 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区麻布台 1 丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ森JPタワー17階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6266-8978
【事務連絡者氏名】	弁護士 関口 健一 / 同 坂尻 健輔 / 同 渡邊 泰尚 / 同 森 康明
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Curie 1 株式会社 (東京都港区麻布台 1 丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ森JPタワー17階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、Curie 1 株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ケアネットをいいます。

(注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注 6) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注 7) 本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

(注 8) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注9) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5 (b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)において英文で開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月14日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年8月25日付及び同年9月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、公開買付者が、2025年9月5日付で、追加で、株式会社アステム及び東京海上日動火災保険株式会社との間で、これらの者が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

をそれぞれ締結しております。なお、本公開買付契約及び本応募契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本公開買付契約」及び「 本応募契約」をご参照ください。

< 後略 >

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約

(訂正前)

< 前略 >

また、上記のほか、本応募契約（バイタルネット）においては、上記「（ ）本応募契約（MIJヘルスケア）」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されております。なお、本応募契約（バイタルネット）以外に、公開買付者とバイタルネットの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者からバイタルネットに対して供される対価は存在しません。

(訂正後)

< 前略 >

また、上記のほか、本応募契約（バイタルネット）においては、上記「（ ）本応募契約（MIJヘルスケア）」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されております。なお、本応募契約（バイタルネット）以外に、公開買付者とバイタルネットの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者からバイタルネットに対して供される対価は存在しません。

() 本応募契約（アステム）

公開買付者は、2025年9月5日付で、アステムとの間で、本応募契約（アステム）を締結し、以下の内容を含む、アステムが応募合意株式（アステム）の全て（所有株式数：2,739,600株、所有割合：6.54%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

(ア) 本応募契約（アステム）において、アステムは、アステムの勧誘又は提案によらずに、第三者が、対象者株式の全てを対象とし、本公開買付けを上回る価格で対象者の非公開化を目的とする公開買付け（以下「対抗公開買付け（アステム）」という。）を開始した場合で、かつ、対抗公開買付け（アステム）に付された条件及び資金調達の確実性並びにアステム又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条8項に定める関係会社をいう。）との現在又は将来の取引関係の維持又は構築等への影響その他の事情を総合的に勘案して、応募義務の履行がアステムの取締役の善管注意義務に反するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合、アステムは応募義務を免れるものとされています。

(イ) 本応募契約（アステム）において、アステムは、本応募契約（アステム）締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される対象者の株主総会において、当該株主総会における本公開買付けにより買い付けられた対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、()公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は()公開買付者の指示に従って議決権を行使するとのことです。また、アステムは、上記()の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与する旨の権限ある者による委任状に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、アステムはかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しないものとし、上記()の場合、当該株主総会等における対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行うものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るとされています。なお、当該株主総会の決議事項が、配当、剰余金の分配その他の基準日株主に対する金銭の交付に係るものである場合には、アステムは、本公開買付けにより買い付けられた対象者の普通株式に関して当該基準日に株主であったことにより受領し又は受領することとなる金銭（税金控除後の純額を含む。）を、受領の日から合理的に指定される日までに公開買付者に引き渡すか、又は公開買付者が指定する方法により精算するとされています。

(ウ) 本応募契約（アステム）において、アステムは、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、本応募契約（アステム）締結後から本公開買付けの決済の開始日まで、応募合意株式（アステム）の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない義務を負っており、アステムは、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、公開買付者に対して通知する義務を負っております。また、第三者が対抗公開買付け（アステム）を開始した場合、アステム

は、当該第三者の対抗公開買付け（アステム）の目的や条件その他上記(ア)に記載の事項の適用を判断するために合理的に必要な範囲で当該第三者との協議を行うことができるものとする。

また、上記のほか、本応募契約（アステム）においては、上記「（ ）本応募契約（MIJヘルスケア）」に記載の内容と同様の表明保証条項及び補償条項が規定されております。また、本応募契約（アステム）においては、契約の解除事由（注1）が規定されております。なお、本応募契約（アステム）以外に、公開買付者とアステムの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者からアステムに対して供される対価は存在しません。

（注1） 本応募契約（アステム）の当事者は、以下のいずれかの場合に、相手方当事者に書面で通知することにより解除することができるものとされているとのことです。

本応募契約（アステム）の相手方当事者に本応募契約（アステム）の締結日における表明及び保証の違反が存在する場合

本応募契約（アステム）に規定される相手方当事者の義務違反が存在する場合

（ ）本応募契約（東京海上日動火災保険）

公開買付者は、2025年9月5日付で、東京海上日動火災保険との間で、本応募契約（東京海上日動火災保険）を締結し、以下の内容を含む、東京海上日動火災保険が応募合意株式（東京海上日動火災保険）の全て（所有株式数：2,266,288株、所有割合：5.41%）を、全ての前提条件（注1）が充足され又は東京海上日動火災保険により放棄されていることを条件として、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

（ア）本応募契約（東京海上日動火災保険）において、東京海上日動火災保険は、東京海上日動火災保険の勧誘又は提案によらずに、第三者が、対象者株式の全てを対象とし、本公開買付けを上回る価格で対象者の非公開化を目的とする公開買付け（以下「対抗公開買付け（東京海上日動火災保険）」という。）を開始した場合で、かつ、対抗公開買付け（東京海上日動火災保険）に付された条件及び資金調達の確実性並びに東京海上日動火災保険又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条8項に定める関係会社をいう。）との現在又は将来の取引関係の維持又は構築等への影響その他の事情を総合的に勘案して、応募義務の履行が東京海上日動火災保険の取締役の善管注意義務に反するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合、東京海上日動火災保険は応募義務を免れるものとされています。

（イ）本応募契約（東京海上日動火災保険）において、東京海上日動火災保険は、本応募契約（東京海上日動火災保険）締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される対象者の株主総会において、当該株主総会における本公開買付けにより買い付けられた対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、（ ）公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ ）公開買付者の指示に従って議決権を行使することです。また、東京海上日動火災保険は、上記（ ）の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与する旨の権限ある者による委任状に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、東京海上日動火災保険はかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しないものとし、上記（ ）の場合、当該株主総会等における対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行うものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るとされています。

（ウ）本応募契約（東京海上日動火災保険）において、東京海上日動火災保険は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、本応募契約（東京海上日動火災保険）締結後から本公開買付けの決済の開始日までの間、応募合意株式（東京海上日動火災保険）の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない義務を負っており、東京海上日動火災保険は、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、公開買付者に対して通知する義務を負っております。また、第三者が対抗公開買付け（東京海上日動火災保険）を開始した場合、東京海上日動火災保険は、当該第三者の対抗公開買付け（東京海上日動火災保険）の目的や条件その他上記(ア)に記載の事項の適用を判断するために合理的に必要な範囲で当該第三者との協議を行うことができるものとする。

（注1） 東京海上日動火災保険における応募合意株式（東京海上日動火災保険）の本公開買付けに対する応募（以下「本応募（東京海上日動火災保険）」といいます。）義務の履行は、本応募（東京海上日動火災保険）の時点において、以下の条件が全てが充足され又は東京海上日動火災保険により放棄されていることが条件とされています。

本公開買付けが本応募契約（東京海上日動火災保険）の規定に従って開始されており、撤回等されていないこと。

本応募契約（東京海上日動火災保険）に規定する公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。

公開買付者が本応募契約（東京海上日動火災保険）に規定する義務に重要な点において違反していないこと。

本公開買付け又は本応募（東京海上日動火災保険）を制限又は禁止する裁判所又は行政機関の判決、決定又は命令等が存在しないこと。

また、上記のほか、本応募契約（東京海上日動火災保険）においては、上記「（ ）本応募契約（MIJヘルスケア）」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されております。なお、本応募契約（東京海上日動火災保険）以外に、公開買付者と東京海上日動火災保険の間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者から東京海上日動火災保険に対して供される対価は存在しません。